

○運転免許取得者等検査の認定の取消し

(第 108 条の 32 の 3 第 2 項(第 108 条の 32 の 2 第 5 項の準用))

処分基準

令和 7 年 3 月 24 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 108 条の 32 の 3 第 2 項において準用する第 108 条の 32 の 2 第 5 項
処分の概要	運転免許取得者等検査の認定の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 1 項(運転免許取得者等検査の認定) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 1 条(方法の区分)、第 2 条(運転免許取得者等検査員)、第 3 条(設備)、第 4 条(課程の基準)
処分基準	岡山県公安委員会は、道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 1 項の認定を受けた 運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなると認めるとき は、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
問い合わせ先	交通部運転免許課高齢者講習係

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]